

# 「コミュニティこくふ」規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、コミュニティこくふ（以下、「本会」という。）と称し、事務所を豊岡市日高町野々庄934番地の2に置く。

(目的)

第2条 本会は、国府地区（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業に関する事
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事
- (3) 会員相互の連携に関する事
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事

## 第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(組織)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

第6条 総会は、代議員により構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

3 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、代議員の3分の1以上から請求があったとき又は監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関する事
- (2) 役員を選任又は解任に関する事
- (3) 規約の改廃に関する事
- (4) その他本会の重要な運営に関する事

4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選出した議事録署名人1名と議長が署名押印する。

(役員会)

第7条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項に関する事
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない事項の執行に関する事

3 役員会は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第8条 本会に部を置く。

2 部は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 部は、次のとおりとする。

- (1) 人づくり文化部
- (2) 人づくり体育部
- (3) 地域福祉部
- (4) 地域防災部
- (5) まちづくり部

4 部に部長及び副部長を置く。部長、副部長は区長会で選出する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部の会議は、部長が招集し、議長となる。

7 部員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

8 欠員により選任された部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の部員)

第9条 各部の部員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 人づくり文化部 国府地区区長会（以下「区長会」という。）から3名及び各区から3名  
（うち1名は女性）
- (2) 人づくり体育部 区長会から3名及び各区から3名（うち1名は女性）
- (3) 地域福祉部 区長会から2名及び各区から福祉委員として1名
- (4) 地域防災部 区長会から2名及び各区から防災担当として1名
- (5) まちづくり部 行事ごとに各区から若干名

### 第3章 代議員

(代議員)

第10条 代議員は、区及び各種団体から選出された者とし、女性が参画できるよう努めるものとする。

2 代議員の定数は、25名以内とし、各区から1名ずつ及び各種団体から若干名選出するものとする。

3 第13条第1項に定める役員は、代議員に就任できない。

(代議員の任務)

第11条 代議員は、定期総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 役員(区長会三役) 3名
- (4) 部長 4名
- (5) 事務局長(会計) 1名
- (6) 監事 2名

2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 役員は、区長会による選考委員会により選考し、総会において選任する。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長があらかじめ指名した副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 部長は当該部をとりまとめ事務事業を執行する。
- (4) 事務局長は、本会の事務及び会計を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計監査を行う。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 財務

(役員報酬及び交通費)

第17条 役員に報酬を支払うことができる。

2 本会の用務として、会議等への出席及び出張した場合は交通費を支給することができる。

(経費)

第18条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑則

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成28年12月14日から施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。
- 3 本会の設立された日の属する年度の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。